

学童保育の延長保育（午後 6 時から午後 7 時）の試行実施について

1. 目的

現在、区の学童保育における延長保育は、平日の午後 5 時から午後 6 時までとしており、委託事業者が運営している学童保育施設においては、各事業者の自主事業として午後 6 時から午後 7 時までの延長保育を実施している。

これを区の事業として実施するための検討の一環として、区の一部の直営学童保育施設において、平日の午後 6 時から午後 7 時までの延長保育を試行実施する。

2. 実施概要

(1) 試行実施場所・時期

- 実施場所：志茂田放課後ひろば（学童定員：80 名）
- 開始時期：平成 31 年 4 月

(2) 延長保育料

- 通常保育：月額 3,000 円
- 夏休み利用（7 月 21 日～8 月 31 日）：3,750 円
- 一時利用：1 回 600 円（月額上限 3,000 円）

※現行の委託事業者による自主事業の金額と同一とする

※通常の保育料、午後 6 時までの延長保育料に上記の金額を加算する

(3) 延長保育利用までの流れ

- 学童保育利用決定説明会にて保護者から延長保育利用申請
- 学童保育施設で申請を受理し、子育て支援課にて再延長決定通知書発行
- 対象児童が延長保育開始

※午後 6 時以降の延長保育の場合、保護者によるお迎えを必須とする